

令和元年 11 月 6 日決定
令和 4 年 6 月 22 日改正
農業資材審議会農薬分科会

農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会設置規程

第 1 条 農業資材審議会令（平成12年政令第288号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、農薬分科会に農薬蜜蜂影響評価部会を置く。

2 農薬蜜蜂影響評価部会は、生物農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項で規定される農薬であって同条第 2 項の規定により農薬とみなされる天敵をいう。）を除く農薬について、法第39条第 1 項の規定により農業資材審議会の権限に属せられた事項（法第 3 条第 1 項の登録及び法第 7 条第 7 項の変更の登録、法第 9 条第 2 項の再評価、法第34条第 1 項の外国製造農薬の登録等に関するもののうち、蜜蜂の蜂群への影響その他農薬の蜜蜂への影響評価に関する事項に限る。）を処理する。